

虐待防止に関する指針

聖隷ヘルパーステーション藤沢

1. 当ステーションにおける虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」)に定める虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定めるものとします。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ①虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、多職種で構成する虐待防止委員会を設置します。
- ②虐待防止委員会の詳細は、虐待防止委員会規約に定めます。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
- ②虐待の防止のための職員研修は年2回以上実施するものとします。
- ③研修の実施内容は、記録するものとします。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は管理者またはこれに準ずる者に直ちに報告します。管理者は速やかに市町村に通報します。
- ②管理者は、事実関係を調査のうえ市町村の指示に基づき対応するとともに、利用者、家族等に調査の結果を報告します。
- ③安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに、再発防止策を講じます。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①利用者またはその家族等の相談窓口は、重要事項説明書に定めます。
- ②職員等の相談窓口は、各施設の職場長、副園長、総園長とします。高齢者公益事業部運営管理部の相談窓口は運営管理部長とします。
- ③管理者は、虐待等が発生した場合は、遅滞なく副園長、総園長に報告します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待の防止のため必要があるときは、介護支援専門員、家族等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等にかかる苦情解決方法に関する事項

当ステーションの苦情処理体制・手順により解決を図るものとします。

8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は施設内に掲示し、関係者に周知します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

①この指針に定めのない事項は、「高齢者虐待防止マニュアル」の定めるところによります。

②この指針を改定するときは、虐待防止委員会の承認を得るものとします。

以上

2023 年 4 月 1 日制定